

# 令和7年度 東山開晴館 部活動規定

## 1 部活動の目的

- (1) 目標を共有する異年齢集団の中で協調性をはかり、指導性を養う。
- (2) 技能や能力、体力を高めながら、豊かで粘り強い精神を養う。
- (3) 学校生活をより有意義で楽しくする。

## 2 部の成立と廃止

- (1) 部の成立は原則として次の要件を満たすものとする。
  - ①顧問となる教職員が存在する。
  - ②日々の活動が成り立つ人数が揃っている。
  - ③練習場所の確保ができる。
- (2) 次の場合、部の廃止を検討するものとする。
  - ①上記(成立の要件)①～③のいずれかが満たせなくなった場合
- (3) その他
  - ①部の存続については年度毎に検討する。
  - ②入部手続きは年度毎に行う。

## 3 部の組織

各部には部長をおく。

## 4 活動について

- (1) 平日
  - ①活動可能日は月、火、水、金とし、部毎に設定する。
  - ②活動終了時刻は年間を通して、以下のものとする。  
16:45活動終了 17:00完全下校
  - ③午前中授業の日や懇談期間中などは、活動時間を最大2時間とし、それ以上の活動や延長は認めない。

「活動終了時刻」とは、片づけが終了し、下校を始める時刻のことです。  
「完全下校時刻」とは、全児童生徒が正門から出ている時刻のことです。  
以上を強く認識し、完全下校時刻を必ず遵守すること。

### (2) 休日

- ①活動の有無は、部ごとに設定する。
- ②活動は原則7年生からの参加とする。
- ③活動時間帯は午前9時から午後5時を原則とする。(3時間程度)
- ④土曜日または日曜日の活動は、4分の1とする。(土日の午前・午後の1つのみ)
- ⑤大会などにより、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ⑥長期休業中の活動は、原則として平日休日それぞれ1日の休養日を設け、不可能な場合は7日中2日休養日を設ける。

### (3) 活動の停止

- ①定期テスト1週間前及びテスト期間中。(最終日を除く)
- ②学校が停止と定めた日。
- ③顧問が停止と定めた日。
- ④部活動規定に抵触する等の違反行為があった場合など、停止処分とする場合がある。

### (4) 特別な場合

- ①公式戦が定期テスト週間と重なる場合は、許可を得て練習をしても良い。
- ②光化学スモッグが発令された時は、速やかに活動をやめ、下校する。
- ③雷雨、豪雨等で危険が伴うような場合は、部活動を停止する場合がある。

## 5 その他

- (1) 活動時は学校指定の体操服、もしくは部で認められた服装を着用する
- (2) 登下校は休日であっても標準服、もしくは部で認められた服装を着用する。
- (3) 指定された場所で更衣し、荷物は活動場所で自己管理する。貴重品は必ず顧問に預ける。
- (4) 活動場所や更衣場所などは各部で清掃、管理を徹底する。
- (5) 部活動費を徴収する場合は、校長の許可の下、その目的等を保護者に通知し、承諾を得ると共に、会計事務を的確に行い、決算報告をする。
- (6) 下校の際、第一学舎北側の小道は通らず、北校舎北側のスロープを通ること。ただし、北西門と北東門間に自宅がある人はその限りではない。

